伊良湖休暇村公園施設(道路)指定管理者運営モニタリング結果(2024年度)

1 施設の概要

施設名 : 伊良湖休暇村公園施設(道路) 所在地 : 田原市中山町及び伊良湖町地内

設置根拠: 自然公園法、愛知県観光施設条例(昭和41(1966)年 供用開始)

設置目的: 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養

及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。また、県内の観光旅行者の利便を

図る。

施設概要: 幹線道路及び南進入路 延長 3,225.5m、幅員 6.5m

※通年利用可

2 指定管理概要

指定管理者名 田原市

指定期間 2021年4月1日から2026年3月31日まで

3 利用状況

(単位:人、件)

区分	2024 年度		2023 年度		増減
上 万	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	(1-2)
道路	_	_	_	_	_
計	_	_	_	_	_

[※]計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

(単位:千円)

区分		2024 年度		2023 年度		増減
		計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	(1)-(2)
収入	計	-	_		1	_
	利用料金収入	_	_	_	_	_
	指定管理料	_	_	_	_	_
	その他	_	_	_	_	_
支出	1	_	_	_	_	_
収支	芝差	_	_	_	_	_

5 モニタリング結果

(1)総合評価

評価	評価内容		
A	パトロールが定期的に実施され、適切な管理がなされていた。		

(2)区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	関係法令等を遵守し適切に実施されていた。
施設の適正な 管理	A	協定書等を遵守し適切に実施されていた。
サービスの 維持・向上	A	適切に実施されていた。
運営等の安定性	A	適切に実施されており、問題なかった。

	【評価の基準】					
	評価	基準				
	S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。				
!	A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。 (協定書等の水準)				
	В	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。				
	С	県の求める水準と比べて不十分な状況である。				

(3) 今後の対応等

○ 適切な管理がなされていたため、今後も定期的なパトロールや災害発生時等の連絡調整を徹底していた だきたい。

6 利用者からの反応

○ 特になし。

7 その他

○ 施設の老朽化対策等について、他の県有施設を含めた全体の状況を把握した上で、優先順位を付けて実施していく。

〇 問い合わせ先

環境局環境政策部自然環境課 調整・施設・自然公園グループ

電話:052-954-6227 (ダイヤルイン)

ファクシミリ: 052-963-3526 メールアドレス: shizen@pref.aichi.lg. jp